

村木委員資料

2017年7月11日

再犯防止推進計画（骨子案）に対する意見
地方公共団体における推進体制の整備関係

村木厚子

○再犯防止に当たっては、当該者が犯罪をするに至った様々な背景や要因、すなわち、貧困、疾病、嗜癖、障害、厳しい家庭環境、不十分な学歴などの状況を改善することが肝要。そのための各種の矯正施設を出た後（出口）、起訴猶予や執行猶予の場合（入口）はその決定後、速やかに地域の各種の支援に結びつくことが重要。

これらの者は「地域の住民」となるべき者である。このため、出所後、どの自治体の住民となるのかのルールを明確にし（その際、本人の意思が尊重されることは言うまでもない）、当該帰住先（定住先もしくは当面の生活の根拠地）となる自治体が責任感を持って主体的に当事者の問題解決に寄り添う仕組みを作ることが重要。

さらに地域の関係者やさらには住民の理解を進めることが重要。

そのため、

- ①当該問題を所管する自治体の担当の明確化
- ②入口、あるいは出口に携わる矯正・更生保護の分野から帰住先となる自治体に対し適切な連絡、情報共有・連携が行われるルールの確立
- ③当該地域において、本人の意思を尊重しつつ関係者が連携して必要な支援を行うことができる体制の立上げ、すなわち関係機関の連携協議会（モデルは要保護児童対策地域協議会。明石市の「更生支援ネットワーク会議」の例を別添）の設置に各地域で早急に取り組む。

この協議会には、地域の実情に応じて、矯正・更生・保護関係機関、弁護士等司法関係者、地域生活定着支援センター、医療・福祉関係者、住宅関係者、生活保護・生活困窮者支援関係者、ひとり親支援関係者、就労支援関係者、教育関係者、産業界などを含む。

当該連携協議会においては

- ①再犯防止のための取組について定期的に情報交換し、施策の検討を行う。
- ②個々の犯罪を犯した者の個別の支援計画を立て、互いに連携して支援を行う。

明石市更生支援ネットワーク会議 構成団体一覧表

○司法・矯正機関等

1	神戸地方裁判所（明石支部） ※オブザーバー	
2	神戸地方検察庁（明石支部）	
3	兵庫県明石警察署	
4	神戸刑務所	
5	加古川刑務所	
6	播磨社会復帰促進センター	
7	神戸保護観察所	
8	更生保護法人神戸学而園	
9	日本司法支援センター兵庫地方事務所（法テラス兵庫）	

○専門職団体

10	兵庫県弁護士会	
11	兵庫県社会福祉士会	
12	兵庫県精神保健福祉協会	
13	兵庫県臨床心理士会	

○当事者団体・支援機関

14	明石地区手をつなぐ育成会	
15	NPO法人明石ともしび会	
16	明石市基幹相談支援センター	
17	明石市社会福祉協議会地域包括支援センター	

○県機関

18	兵庫県地域生活定着支援センター	
19	兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課	

○社会を明るくする運動明石地区推進委員会構成団体

20	明石市保護司会	
21	明石地区更生保護女性会	
22	明石市民生児童委員協議会	
23	明石市連合まちづくり協議会	
24	明石市連合PTA	
25	明石市	
26	明石市社会福祉協議会	

○医療機関

27	一般社団法人明石市医師会	※
28	地方独立行政法人明石市立市民病院	※

○就労支援機関

29	明石公共職業安定所	※
30	明石市障害者就労・生活支援センターあくと	※
31	明石商工会議所	※
32	明石市商店街連合会	※

○生活困窮者支援団体

33	チェンジングライフ	※
34	特定非営利活動法人神戸の冬を支える会	※
35	チーム風	※

※：平成29年度から新たに参画した団体